

介護老人保健施設短期入所療養介護及び 介護老人保健施設指定介護予防短期入所療養介護利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設いきいき（以下「当施設」という。）は、要支援状態又は要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、一定の期間、短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護及び介護老人保健施設指定介護予防短期入所療養介護利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することが出来るものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2、又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることが出来ない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
- ② 弁済をする資力を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額80万円の範囲内で、利用者と共に連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことが出来ます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対して、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス契約にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡する

ものとしてします。

- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することが出来ます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することが出来ます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅介護サービス計画及び介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2ヶ月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることが出来ない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の対価として、別途資料の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が、個別に利用したサービスの提供に伴い、必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、利用者及び保護者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の15日までに支払うものとしてします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。(当法人が指定する銀行の口座からの引き落とし、窓口への現金払い、所定口座への振込)
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対して、翌月の請求書と一緒に領収書を送付します。(現金払いの場合は、その場で領収書を発行、振込の場合は確認が取れた時点で送付いたします。)

(記録)

第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービス及び介護予防サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として必要な実費を徴収の上、別紙(個人情報保護宣言)に定める申請書を提出することで、これに応じます。但し、保護者その他の者(利用者の代理人を含みます。)に対しては、利用者本人の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときには、閲覧、謄写を必要とす

る事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことが出来ます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長また医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその保護者の親族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所 (地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕) 等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
- 2 肖像権については、肖像権同意書(別紙4)にて同意のもと使用する。
- 3 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービス及び介護予防サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「要望・苦情受付箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

介護老人保健施設いきいきのご案内
(2024年8月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設いきいき
- ・開設年月日 平成10年7月28日
- ・所在地 北見市東相内町172番地80
- ・電話番号 0157-66-1111 ・ファックス番号 0157-36-8181
- ・管理者名 施設長 田中 昌博
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(0155080021号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く居宅での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設いきいきの運営方針]

- ・高齢化社会を迎え、『いつでも、どこでも、誰でも』必要とする保健福祉サービスを安心して受けることができる施設運営を基本とし、自立支援・重度化防止を念頭に置いたリハビリテーションにより、利用者のQOLを高めて在宅復帰・在宅生活継続支援を目指します。
- ・入所者の自立を支援し、利用者と家族のプライバシーを尊重した、日常生活サービスを提供することを目指します。
- ・明るく家庭的な雰囲気を作り、地域住民やボランティアとの結びつきを大切にすることを目指します。

(3) 施設の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容
・医師	1以上		医学的管理
・看護職員	10以上	1以上	医師と協力し医学的管理
・介護職員	24以上	1以上	日常的なケア、専門職と協働してのケア
・介護支援専門員	1以上		サービスの選定・調整
・支援相談員	1以上		相談、窓口
・管理栄養士	1以上		利用者の栄養管理、給食管理、衛生管理
・理学療法士	1以上		運動機能の維持向上
・作業療法士	1以上		生活機能・精神心理機能の維持向上
・言語聴覚士	1以上		コミュニケーション・嚥下機能の維持向上
・歯科衛生士	1以上		歯、口腔の健康管理
・事務職員	1以上		施設運営の基礎(総務、管理業務)
・サポートスタッフ	1以上	1以上	介護補助業務
・その他	1以上	1以上	

- (4) 入所定員等 ・定員100名
・療養室 個室 12室、2人室 8室、4人室 18室
- (5) 通所定員 60名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食 7時15分 ～ 8時15分
昼食 11時45分 ～ 12時45分
夕食 17時45分 ～ 18時45分
- ⑤ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑥ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。但し、利用者の身体の状況に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑦ 医学的管理・看護
- ⑧ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑨ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑩ 相談援助サービス
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理美容サービス（原則、第1月曜日・第3水曜日：理容、第4木曜日：美容）
- ⑬ 行政手続代行
- ⑭ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑮ その他
 - * これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名称 総合病院北見赤十字病院
 - ・住所 北見市北6条東2丁目
- ・協力医療機関
 - ・名称 医療法人社団久仁会 白川整形外科内科
 - ・住所 北見市桜町5丁目17番1
- ・協力歯科医療機関
 - ・名称 飯田歯科医院
 - ・住所 北見市北1条西1丁目
- ・協力歯科医療機関
 - ・名称 まるちよ歯科医院
 - ・住所 北見市清月町91-38

◇ 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 飲食物の持ち込み 食事の差入れを行う場合は医師（施設長）の許可が必要なため、必ず看護・介護職員へお申出下さい（疾患等により飲食物に制限があります）。又、保管スペースの関係上、お預かりできる数量にしまして限りがありますのでご了承下さい。他者への配付は厳禁。
- ・ 面会 月～土曜日 9：00～17：30（17：15 入館終了）/日曜日 閉館
※17：30以降や日曜日の電話対応は可能ですが、緊急時以外は月～土曜日の開館時間内に連絡下さいます様お願いいたします。※面会時は、窓口にて面会カードへご記入下さい。
- ・ 外出・外泊 医師の許可により（外泊は所定の日数7泊8日以内）
事前に申し出、許可を得て下さい。
- ・ 飲酒・喫煙 禁止（原則）
- ・ 火気の取扱 施設内は厳禁
- ・ 所持品・備品等の持ち込み 必要最小限
- ・ 個別に準備していただく物 個別性をもって必要な物品（吸い飲み、骨折予防パンツ、低反発クッション等）につきましては、利用者又は保護者にご用意頂きます。
- ・ 私物品の保証について 介護保険法と照らし合わせ一般的に必要と認められる以外の物品に関しまして、故障や破損等の状態に陥った場合、当法人では責任を負うことは出来ません。尚、私物品のメンテナンスに付きましてもご本人又はご家族にて管理頂きます。
- ・ 金銭・貴重品の管理 原則としてご本人の管理ですが、周りの方に迷惑をかけますので金銭は必要最小限にして下さい。貴重品はお持ちにならないで下さい。万が一紛失等があった場合、当施設では一切の責任を負いかねます。
- ・ 外泊時等の施設外での受診 施設へ連絡の上、受診してください。
- ・ 宗教活動 厳禁
- ・ ペットの持ち込み 厳禁
- ・ 感染症対策 インフルエンザ等の感染症対策（面会の制限や居室変更など）へのご協力をお願いいたします。
- ・ 居室の変更 社会資源を有効活用するため、居室変更にご協力頂きます。ご家族へのご連絡が事後になる場合もありますのでご容赦下さい。
- ・ 個人情報の使用 施設で撮影した写真・映像を広報活動及び職員教育等で使用することにご理解頂き、肖像権使用同意書に署名捺印をご了承下さい。

※その他管理規程によります。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・ 防災訓練 年2回以上

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の

勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

また、利用者及び身元引受人の「他の利用者や施設職員への迷惑行為（ハラスメントを含む）、反社会行為」を禁止します。迷惑行為、反社会行為は、本約款の第4条（当施設からの解除）事由、⑤に該当いたします。

7. 要望及び苦情の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。

（電話：0157-66-1111）

また、要望や苦情なども、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。そのほか、施設に備えつけられた「要望・苦情受付箱」をご利用ください。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>

短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護について
(2024年8月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込に当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 診療情報提供書の提出

入所受け入れ判定において、診療情報提供書が必要となります(費用につきましては、利用者にてご負担となります)。

3. 短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護は、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画及び介護予防サービス・支援計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

2. 利用料金

(1) 基本料金

(2) その他の料金

基本料金、その他の料金については、別途資料「介護老人保健施設いきいき利用料及びその他の費用の額(短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護)」をご覧ください。

(3) 支払い方法

毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の15日(土日・祝祭日と重なった場合は後にずれます。)に、原則当法人が指定する銀行を通じて各ご利用者の指定する銀行口座から自動振替させていただきます。

現金支払の場合は、請求書が届いた後に窓口にてお支払いいただきます。

口座振込の場合は、請求書が届いた後に所定口座にお振込みいただきます。

領収書は翌月の請求書と一緒に送付いたしますが早めに必要な方はお申し出下さい。

※ 領収書の再発行はできません。又、施設利用料金は医療費控除の対象となりますので、大切に保管して下さい。

個人情報の利用目的

(2024年8月1日現在)

介護老人保健施設いきいきでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

<別紙 4>

各 位

医療法人社団 久仁会
理事長 白川久統

個人情報使用に係る承諾について

医療法人社団久仁会（以下当法人とする）は、地域社会に根差し、多方面から地域に還元できる法人を目指して活動しています。その取り組みの中で、ホームページや研修会等、法人内外広報にも注力しているところです。

例として、職員教育のための介助場面の写真や映像、利用者様の生活風景を前面に出すことが、優れた表現方法の一つであると考えております。

つきましては、下段の同意書で示す、あなたの肖像（介助を受けている・提供している姿、リハビリを受けている・提供している姿、施設内外での活動の様子などの写真・映像）をホームページや研修会等、法人内外広報の場面で使用させて頂く事にご理解、ご協力をお願いいたします。

肖像権使用同意書

私の肖像などを撮影した写真・映像を使用する事を理解して同意します。

— 記 —

- ・医療法人社団久仁会が行う事業に係るホームページ・パンフレット・法人内外研修・掲示物・広報誌、各種申請資料などに、使用されることを同意します。
- ・使用した広告・映像・印刷物・商品などについて、使用されたことによる金銭的対価を求めません。

年 月 日

事 業 者 医療法人社団 久仁会 北海道北見市桜町五丁目 17 番地 1
理事長 白川久統

同意者本人 住所： _____

氏名： _____ 印

代 理 人 住所： _____

_____ の代理人（続柄： _____）

氏名： _____ 印

※代理人が署名代行した場合の署名代行理由

介護老人保健施設いきいき
利用料及びその他費用の額
(短期入所療養介護及び
指定介護予防短期入所療養介護)

介護老人保健施設をご利用される利用者様のご負担は、介護保険及び介護予防の給付にかかる通常 1 割、2 割または 3 割の自己負担分と保険給付対象外の費用を利用料としてお支払いいただく 3 種類があります。

なお、介護保険の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、短期入所療養介護、通所リハビリテーション）毎に異なります。また、各施設毎に利用料の設定は異なります。当施設の短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の利用者様の自己負担額については下記の通りです。

（１） 保険給付の自己負担額

- ① 介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。施設利用料又は当施設で実施している加算については次頁以降をご参照ください。
- ② 利用者負担第 1 段階から第 3 段階の方は、滞在費・食費の負担が軽減されます。
- ③ 1 割負担、2 割負担または 3 割負担の合計額が一定の上限額を超えた場合には払い戻しされる高額介護サービス費の支給があります。
- ④ 介護職員処遇改善加算（1 割、2 割または 3 割の自己負担分）が利用日数分加算されます。介護職員処遇改善加算については次頁以降を参照ください。

（２） その他の料金

- ① 食費（一日あたり） 1,560 円
朝食：440 円 昼食：580 円 夕食：540 円

ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が一日にお支払いいただく食費の上限となります（おやつ代を除く）。

※ 食事に追加し、栄養補助食品、栄養補助飲料の提供が必要となる場合、食費とは別途実費をご負担いただきます。

おやつ代（一日あたり） 121 円/日（税込） 《選択制》

原則、「食べる日と食べない日」を併用することは出来ません。

※選択されない場合、ご家族持込のおやつを施設で管理することは出来ません。

※選択されない場合にあつて、おやつを希望された場合、滞在日数分の負担となりますので、ご注意下さい。

- ② 滞在費（一日あたり）
従来型個室（1 人部屋） 1,728 円
多床室（2 人部屋・4 人部屋） 437 円

ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が一日にお支払いいただく滞在費の上限となります。

国が定める負担限度額段階（第 1 段階から第 3 段階まで）の利用者の自己負担額については次頁以降をご参照ください。

- ③ 理美容代 理容/実費（2,000 円内税） 美容/実費（1,800 円内税）
理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。

- ④ 日常生活品費 外部委託（株式会社エラン） 《選択制》
CS（ケア・サポートセット）346.5 円/日 税込
原則、月額制 10,395 円程度（日額定額制）
- ⑤ 教養娯楽費 実費
- ⑥ 文書作成料 一般証明書 2,200 円/1 通（税込）
死亡診断書 4,950 円/1 通（税込）
一般診断書 5,500 円/1 通（税込）
- ⑦金銭出納管理費 10 円/日 《選択制》
事務所金庫で金銭をお預かりした場合に、管理費をご負担頂きます。

<その他の加算について>

（短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護）

種 類	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 (保険対象分)		適 用
		1 割	2 割 3 割	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (Ⅰ)	510	1 割 51 円/日 2 割 102 円/日 3 割 153 円/日		当該基準に該当する場合に算定する。 在宅復帰・在宅療養支援等指標 40 点以上。退所時指導等、リハビリテーションマネジメント、地域貢献活動要件あり。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 (Ⅱ)	510	1 割 51 円/日 2 割 102 円/日 3 割 153 円/日		当該基準に該当する場合に算定する。 在宅復帰・在宅療養支援等指標 60 点以上。退所時指導等、リハビリテーションマネジメント、地域貢献活動、充実したリハ要件あり。
緊急時治療管理	5,180	1 割 518 円 2 割 1,036 円 3 割 1,554 円		利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となった場合に緊急的な治療管理としての投薬や検査、注射、処置等を行った時に算定する。
総合医学管理加算	2,750	1 割 275 円 2 割 550 円 3 割 825 円		治療管理を目的とし、以下の基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養を行った場合に、10 日を限度として 1 日につき措置単位数を加算する。 ・診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行い、診断を行った日、実施した内容等を診療力に記載する。 ・かかりつけ医に対し、利用者の同意のもと、診療状況等の情報を、文書を添えて情報提供を行う。

重度療養管理加算	1,200	1割 120円/日 2割 240円/日 3割 360円/日	要介護4又は5であって、別に厚生労働大臣が定める利用者を受け入れた場合に算定する。 イ 常時頻回な喀痰吸引を実施している状態 ロ 呼吸器障害等により人工呼吸器を使用している状態 ハ 中心静脈注射を実施している状態 ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態 ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態。 ヘ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表の4級以上であり、ストーマの処置を実施している状態 ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行なわれている状態 チ 褥瘡に対する治療を実施している状態 リ 気管切開が行なわれている状態
個別リハビリテーション実施加算	2,400	1割 240円/日 2割 480円/日 3割 720円/日	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1日20分以上の個別リハビリテーションを行った場合に算定する。
夜勤職員配置加算	240	1割 24円/日 2割 48円/日 3割 72円/日	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、入所者の数が20又はその端数を増すごとに1以上であり、かつ、2を超えている場合に算定する。
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ) 220 (Ⅱ) 180 (Ⅲ) 60	1割 (Ⅰ) 22円/日 (Ⅱ) 18円/日 (Ⅲ) 6円/日 2割 (Ⅰ) 44円/日 (Ⅱ) 36円/日 (Ⅲ) 12円/日 3割 (Ⅰ) 66円/日 (Ⅱ) 54円/日 (Ⅲ) 18円/日	下記の要件を満たす場合に、いずれかを算定する。 (Ⅰ) 介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が80%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士の割合35%以上の場合に算定する。 (Ⅱ) 介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が60%以上である場合に算定する。 (Ⅲ) 介護職員の総数に占める介護福祉士の割合が50%以上、又は常勤職員の割合が75%以上、又は勤続7年以上の職員が30%以上である場合に算定する。
療養食加算	80	1割 8円/食 2割 16円/食 3割 24円/食	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合に算定する。(糖尿病食や腎臓食、肝臓食、貧血食、脂質異常症食、膵臓病食等)
認知症専門ケア加算	(Ⅰ) 30 (Ⅱ) 40	1割 (Ⅰ) 3円/日 (Ⅱ) 4円/日 2割 (Ⅰ) 6円/日 (Ⅱ) 8円/日 3割 (Ⅰ) 9円/日 (Ⅱ) 12円/日	次の要件を満たす認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に対し算定する。 (Ⅰ) 認知症日常生活自立度Ⅲの利用者が入所者総数の1/2以上であり、認知症介護実践リーダー研修修了者を5名以上配置し、チームとして認知症のケアを実施。定期的に認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導会議を開催している場合。 (Ⅱ) (Ⅰ)の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施。介護職員・看護職員ごとの研修計画を作成し研修を実施している場合。
送迎加算	1,840	1割 184円/片道 2割 368円/片道 3割 552円/片道	送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行った場合、片道につき算定する。

生産性向上推進体制加算	(I) 1,000 (II) 100	(I) 100 円/月 (II) 10 円/月	下記の要件を満たす場合に、いずれかを算定する。 (I) (II) の要件を満たし、データにより業務改善の取組による成果が確認されていること。 見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 職員間の適切な役割分担（介護助手の活用等）の取組を行っていること。 1年以内ごとに1回、業務改善による効果を示すデータの提供を行っていること。 (II) 入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 1年以内ごとに1回、業務改善による効果を示すデータの提供を行っていること。
緊急短期入所受入加算	900	1割 90 円/日 2割 180 円/日 3割 270 円/日	居宅サービス計画において計画的に行なうこととなっていない短期入所療養介護を緊急に行なった場合は、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として算定する。

（短期入所療養介護）

特定短期入所療養介護費	(一) 6,540	1割 (一) 654 円/日 (二) 905 円/日 (三) 1,257 円/日	難病やがん末期の要介護者など、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ在宅の中重度者等の生活の質の向上、家族等の介護負担軽減等の観点から日帰り利用を行った場合に算定する。 (一) 3時間以上4時間未満 (二) 4時間以上6時間未満 (三) 6時間以上8時間未満
	(二) 9,050	2割 (一) 1,308 円/日 (二) 1,810 円/日 (三) 2,514 円/日	
	(三) 12,570	3割 (一) 1,962 円/日 (二) 2,715 円/日 (三) 3,771 円/日	

＜介護職員処遇改善加算＞

介護職員処遇改善加算（I）

総費用額（保険対象分）に該当するその他加算の総費用額（保険対象分）を加えた所定額に7.5%を乗じた金額を算定する。

介護職員処遇改善加算（II）

総費用額（保険対象分）に該当するその他加算の総費用額（保険対象分）を加えた所定額に7.1%を乗じた金額を算定する。

介護職員処遇改善加算（III）

総費用額（保険対象分）に該当するその他加算の総費用額（保険対象分）を加えた所定額に5.4%を乗じた金額を算定する。

介護職員処遇改善加算（IV）

総費用額（保険対象分）に該当するその他加算の総費用額（保険対象分）を加えた所定額に4.4%を乗じた金額を算定する。

介護職員処遇改善加算（V1）

総費用額（保険対象分）に該当するその他加算の総費用額（保険対象分）を加えた所定額に6.7%を乗じた金額を算定する。

- 介護職員処遇改善加算（V2）
総費用額（保険対象分）に該当するその他加算の総費用額（保険対象分）を加えた所定額に 6.5%を乗じた金額を算定する。
- 介護職員処遇改善加算（V3）
総費用額（保険対象分）に該当するその他加算の総費用額（保険対象分）を加えた所定額に 6.3%を乗じた金額を算定する。
- 介護職員処遇改善加算（V4）
総費用額（保険対象分）に該当するその他加算の総費用額（保険対象分）を加えた所定額に 6.1%を乗じた金額を算定する。
- 介護職員処遇改善加算（V5）
総費用額（保険対象分）に該当するその他加算の総費用額（保険対象分）を加えた所定額に 5.7%を乗じた金額を算定する。
- 介護職員処遇改善加算（V6）
総費用額（保険対象分）に該当するその他加算の総費用額（保険対象分）を加えた所定額に 5.3%を乗じた金額を算定する。
- 介護職員処遇改善加算（V7）
総費用額（保険対象分）に該当するその他加算の総費用額（保険対象分）を加えた所定額に 5.2%を乗じた金額を算定する。
- 介護職員処遇改善加算（V8）
総費用額（保険対象分）に該当するその他加算の総費用額（保険対象分）を加えた所定額に 4.6%を乗じた金額を算定する。
- 介護職員処遇改善加算（V9）
総費用額（保険対象分）に該当するその他加算の総費用額（保険対象分）を加えた所定額に 4.8%を乗じた金額を算定する。
- 介護職員処遇改善加算（V10）
総費用額（保険対象分）に該当するその他加算の総費用額（保険対象分）を加えた所定額に 4.4%を乗じた金額を算定する。
- 介護職員処遇改善加算（V11）
総費用額（保険対象分）に該当するその他加算の総費用額（保険対象分）を加えた所定額に 3.6%を乗じた金額を算定する。
- 介護職員処遇改善加算（V12）
総費用額（保険対象分）に該当するその他加算の総費用額（保険対象分）を加えた所定額に 4.0%を乗じた金額を算定する。
- 介護職員処遇改善加算（V13）
総費用額（保険対象分）に該当するその他加算の総費用額（保険対象分）を加えた所定額に 3.1%を乗じた金額を算定する。
- 介護職員処遇改善加算（V14）
総費用額（保険対象分）に該当するその他加算の総費用額（保険対象分）を加えた所定額に 2.3%を乗じた金額を算定する。

< 第 1 段階【基本型＋加算型】 >

市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給している方、生活保護を受けている。

【個室：一人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰 支援加算 (I)	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算(I)	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 (保険対象分)
要支援 1	5,790	510	240	220	6,760	676
要支援 2	7,260	510	240	220	8,230	823
1	7,530	510	240	220	8,500	850
2	8,010	510	240	220	8,980	898
3	8,640	510	240	220	9,610	961
4	9,180	510	240	220	10,150	1,015
5	9,710	510	240	220	10,680	1,068

要介護度	1割自己 負担分	滞在費	食費	1日分の費用
要支援 1	676	550	300	1,526
要支援 2	823	550	300	1,673
1	850	550	300	1,700
2	898	550	300	1,748
3	961	550	300	1,811
4	1,015	550	300	1,865
5	1,068	550	300	1,918

(単位/円)

【多床室：二人部屋、四人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰 支援加算 (I)	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算(I)	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 (保険対象分)
要支援 1	6,130	510	240	220	7,100	710
要支援 2	7,740	510	240	220	8,710	871
1	8,300	510	240	220	9,270	927
2	8,800	510	240	220	9,770	977
3	9,440	510	240	220	10,410	1,041
4	9,970	510	240	220	10,940	1,094
5	10,520	510	240	220	11,490	1,149

要介護度	1割自己 負担分	滞在費	食費	1日分の費用
要支援 1	710	0	300	1,010
要支援 2	871	0	300	1,171
1	927	0	300	1,227
2	977	0	300	1,277
3	1,041	0	300	1,341
4	1,094	0	300	1,394
5	1,149	0	300	1,449

(単位/円)

※ 短期入所期間中に個別リハビリテーションを実施した日に限り、個別リハビリテーション実施加算を算定する場合があります。(1日につき 240 円)

※《選択制》おやつ 121 円/1日分の費用/日常生活用品 外部委託 CS (ケア・サポートセット)

< 第 2 段階【基本型＋加算型】 >

市町村民税世帯非課税であって合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下の方

【個室：一人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰 支援加算(Ⅰ)	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算(Ⅰ)	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 (保険対象分)
要支援 1	5,790	510	240	220	6,760	676
要支援 2	7,260	510	240	220	8,230	823
1	7,530	510	240	220	8,500	850
2	8,010	510	240	220	8,980	898
3	8,640	510	240	220	9,610	961
4	9,180	510	240	220	10,150	1,015
5	9,710	510	240	220	10,680	1,068

要介護度	1割自己 負担分	滞在費	食費	1日分の費用
要支援 1	676	550	600	1,826
要支援 2	823	550	600	1,973
1	850	550	600	2,000
2	898	550	600	2,048
3	961	550	600	2,111
4	1,015	550	600	2,165
5	1,068	550	600	2,218

(単位/円)

【多床室：二人部屋、四人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰 支援加算(Ⅰ)	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算(Ⅰ)	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 (保険対象分)
要支援 1	6,130	510	240	220	7,100	710
要支援 2	7,740	510	240	220	8,710	871
1	8,300	510	240	220	9,270	927
2	8,800	510	240	220	9,770	977
3	9,440	510	240	220	10,410	1,041
4	9,970	510	240	220	10,940	1,094
5	10,520	510	240	220	11,490	1,149

要介護度	1割自己 負担分	滞在費	食費	1日分の費用
要支援 1	710	430	600	1,740
要支援 2	871	430	600	1,901
1	927	430	600	1,957
2	977	430	600	2,007
3	1,041	430	600	2,071
4	1,094	430	600	2,124
5	1,149	430	600	2,179

(単位/円)

※ 短期入所期間中に個別リハビリテーションを実施した日に限り、個別リハビリテーション実施加算を算定する場合があります。(1日につき 240 円)

※《選択制》おやつ 121 円/1 日分の費用/日常生活用品 外部委託 CS (ケア・サポートセット)

＜第 3 段階①【基本型＋加算型】＞

市町村民税世帯非課税であって合計所得金額＋課税年金収入が 80 万円超 120 万円以下の方

【個室：一人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰 支援加算 (I)	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算(I)	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 (保険対象分)
要支援 1	5,790	510	240	220	6,760	676
要支援 2	7,260	510	240	220	8,230	823
1	7,530	510	240	220	8,500	850
2	8,010	510	240	220	8,980	898
3	8,640	510	240	220	9,610	961
4	9,180	510	240	220	10,150	1,015
5	9,710	510	240	220	10,680	1,068

要介護度	1割自己 負担分	滞在費	食費	1日分の費用
要支援 1	676	1,370	1,000	3,046
要支援 2	823	1,370	1,000	3,193
1	850	1,370	1,000	3,220
2	898	1,370	1,000	3,268
3	961	1,370	1,000	3,331
4	1,015	1,370	1,000	3,385
5	1,068	1,370	1,000	3,438

(単位/円)

【多床室：二人部屋、四人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰 支援加算 (I)	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算(I)	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 (保険対象分)
要支援 1	6,130	510	240	220	7,100	710
要支援 2	7,740	510	240	220	8,710	871
1	8,300	510	240	220	9,270	927
2	8,800	510	240	220	9,770	977
3	9,440	510	240	220	10,410	1,041
4	9,970	510	240	220	10,940	1,094
5	10,520	510	240	220	11,490	1,149

要介護度	1割自己 負担分	滞在費	食費	1日分の費用
要支援 1	710	430	1,000	2,140
要支援 2	871	430	1,000	2,301
1	927	430	1,000	2,357
2	977	430	1,000	2,407
3	1,041	430	1,000	2,471
4	1,094	430	1,000	2,524
5	1,149	430	1,000	2,579

(単位/円)

※ 短期入所期間中に個別リハビリテーションを実施した日に限り、個別リハビリテーション実施加算を算定する場合があります。(1日につき 240 円)

※《選択制》おやつ 121 円/1 日分の費用/日常生活用品 外部委託 CS (ケア・サポートセット)

＜第 3 段階②【基本型＋加算型】＞

市町村民税世帯非課税であって合計所得金額＋課税年金収入が 120 万円超の方

【個室：一人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰 支援加算 (1)	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算(1)	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 (保険対象分)
要支援 1	5,790	510	240	220	6,760	676
要支援 2	7,260	510	240	220	8,230	823
1	7,530	510	240	220	8,500	850
2	8,010	510	240	220	8,980	898
3	8,640	510	240	220	9,610	961
4	9,180	510	240	220	10,150	1,015
5	9,710	510	240	220	10,680	1,068

要介護度	1 割自己 負担分	滞在費	食費	1 日分の費用
要支援 1	676	1,370	1,300	3,346
要支援 2	823	1,370	1,300	3,493
1	850	1,370	1,300	3,520
2	898	1,370	1,300	3,568
3	961	1,370	1,300	3,631
4	1,015	1,370	1,300	3,685
5	1,068	1,370	1,300	3,738

(単位/円)

【多床室：二人部屋、四人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰 支援加算 (1)	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 (保険対象分)
要支援 1	6,130	510	240	220	7,100	710
要支援 2	7,740	510	240	220	8,710	871
1	8,300	510	240	220	9,270	927
2	8,800	510	240	220	9,770	977
3	9,440	510	240	220	10,410	1,041
4	9,970	510	240	220	10,940	1,094
5	10,520	510	240	220	11,490	1,149

要介護度	1 割自己 負担分	滞在費	食費	1 日分の費用
要支援 1	710	430	1,300	2,440
要支援 2	871	430	1,300	2,601
1	927	430	1,300	2,657
2	977	430	1,300	2,707
3	1,041	430	1,300	2,771
4	1,094	430	1,300	2,824
5	1,149	430	1,300	2,879

(単位/円)

※ 短期入所期間中に個別リハビリテーションを実施した日に限り、個別リハビリテーション実施加算を算定する場合があります。(1 日につき 240 円)

※《選択制》おやつ 121 円/1 日分の費用/日常生活用品 外部委託 CS (ケア・サポートセット)

＜第 4 段階【基本型＋加算型】＞

市町村民税が課税されている方

【個室：一人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰 支援加算 (I)	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算(I)	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 (保険対象分)
要支援 1	5,790	510	240	220	6,760	676
要支援 2	7,260	510	240	220	8,230	823
1	7,530	510	240	220	8,500	850
2	8,010	510	240	220	8,980	898
3	8,640	510	240	220	9,610	961
4	9,180	510	240	220	10,150	1,015
5	9,710	510	240	220	10,680	1,068

要介護度	1割自己 負担分	滞在費	食費	1日分の費用
要支援 1	676	1,728	1,560	3,964
要支援 2	823	1,728	1,560	4,111
1	850	1,728	1,560	4,138
2	898	1,728	1,560	4,186
3	961	1,728	1,560	4,249
4	1,015	1,728	1,560	4,303
5	1,068	1,728	1,560	4,356

(単位/円)

【多床室：二人部屋、四人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰 支援加算 (I)	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 (保険対象分)
要支援 1	6,130	510	240	220	7,100	710
要支援 2	7,740	510	240	220	8,710	871
1	8,300	510	240	220	9,270	927
2	8,800	510	240	220	9,770	977
3	9,440	510	240	220	10,410	1,041
4	9,970	510	240	220	10,940	1,094
5	10,520	510	240	220	11,490	1,149

要介護度	1割自己 負担分	滞在費	食費	1日分の費用
要支援 1	710	437	1,560	2,707
要支援 2	871	437	1,560	2,868
1	927	437	1,560	2,924
2	977	437	1,560	2,974
3	1,041	437	1,560	3,038
4	1,094	437	1,560	3,091
5	1,149	437	1,560	3,146

(単位/円)

※ 短期入所期間中に個別リハビリテーションを実施した日に限り、個別リハビリテーション実施加算を算定する場合があります。(1日につき 240 円)

※《選択制》おやつ 121 円/1 日分の費用/日常生活用品 外部委託 CS (ケア・サポートセット)

＜第 4 段階【基本型＋加算型】＞

市町村民税が課税されている方 『介護保険 2 割負担』

【個室：一人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰 支援加算 (1)	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算(1)	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 2 割 (保険対象分)
要支援 1	5,790	510	240	220	6,760	1,352
要支援 2	7,260	510	240	220	8,230	1,646
1	7,530	510	240	220	8,500	1,700
2	8,010	510	240	220	8,980	1,796
3	8,640	510	240	220	9,610	1,922
4	9,180	510	240	220	10,150	2,030
5	9,710	510	240	220	10,680	2,136

要介護度	2 割自己 負担分	滞在費	食費	1 日分の費用
要支援 1	1,352	1,728	1,560	4,640
要支援 2	1,646	1,728	1,560	4,934
1	1,700	1,728	1,560	4,988
2	1,796	1,728	1,560	5,084
3	1,922	1,728	1,560	5,210
4	2,030	1,728	1,560	5,318
5	2,136	1,728	1,560	5,424

(単位/円)

【多床室：二人部屋、四人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰 支援加算 (1)	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算(1)	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 2 割 (保険対象分)
要支援 1	6,130	510	240	220	7,100	1,420
要支援 2	7,740	510	240	220	8,710	1,742
1	8,300	510	240	220	9,270	1,854
2	8,800	510	240	220	9,770	1,954
3	9,440	510	240	220	10,410	2,082
4	9,970	510	240	220	10,940	2,188
5	10,520	510	240	220	11,490	2,298

要介護度	2 割自己 負担分	滞在費	食費	1 日分の費用
要支援 1	1,420	437	1,560	3,417
要支援 2	1,742	437	1,560	3,739
1	1,854	437	1,560	3,851
2	1,954	437	1,560	3,951
3	2,082	437	1,560	4,079
4	2,188	437	1,560	4,185
5	2,298	437	1,560	4,295

(単位/円)

※ 短期入所期間中に個別リハビリテーションを実施した日に限り、個別リハビリテーション実施加算を算定する場合があります。(1 日につき 480 円)

※《選択制》おやつ 121 円/1 日分の費用/日常生活用品 外部委託 CS (ケア・サポートセット)

＜第 4 段階【基本型＋加算型】＞

市町村民税が課税されている方 『介護保険 3 割負担』

【個室：一人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰 支援加算 (I)	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算(I)	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 3 割 (保険対象分)
要支援 1	5,790	510	240	220	6,760	2,028
要支援 2	7,260	510	240	220	8,230	2,469
1	7,530	510	240	220	8,500	2,550
2	8,010	510	240	220	8,980	2,694
3	8,640	510	240	220	9,610	2,883
4	9,180	510	240	220	10,150	3,045
5	9,710	510	240	220	10,680	3,204

要介護度	3 割自己 負担分	滞在費	食費	1 日分の費用
要支援 1	2,028	1,728	1,560	5,316
要支援 2	2,469	1,728	1,560	5,757
1	2,550	1,728	1,560	5,838
2	2,694	1,728	1,560	5,982
3	2,883	1,728	1,560	6,171
4	3,045	1,728	1,560	6,333
5	3,204	1,728	1,560	6,492

(単位/円)

【多床室：二人部屋、四人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰 支援加算 (I)	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算(I)	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 3 割 (保険対象分)
要支援 1	6,130	510	240	220	7,100	2,130
要支援 2	7,740	510	240	220	8,710	2,613
1	8,300	510	240	220	9,270	2,781
2	8,800	510	240	220	9,770	2,931
3	9,440	510	240	220	10,410	3,123
4	9,970	510	240	220	10,940	3,282
5	10,520	510	240	220	11,490	3,447

要介護度	3 割自己 負担分	滞在費	食費	1 日分の費用
要支援 1	2,130	437	1,560	4,127
要支援 2	2,613	437	1,560	4,610
1	2,781	437	1,560	4,778
2	2,931	437	1,560	4,928
3	3,123	437	1,560	5,120
4	3,282	437	1,560	5,279
5	3,447	437	1,560	5,444

(単位/円)

※ 短期入所期間中に個別リハビリテーションを実施した日に限り、個別リハビリテーション実施加算を算定する場合があります。(1 日につき 480 円)

※《選択制》おやつ 121 円/1 日分の費用/日常生活用品 外部委託 CS (ケア・サポートセット)

＜第 1 段階【在宅強化型＋超強化型】＞

市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給している方、生活保護を受けている。

【個室：一人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰 支援加算 (Ⅱ)	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算(Ⅰ)	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 (保険対象分)
要支援 1	6,320	510	240	220	7,290	729
要支援 2	7,780	510	240	220	8,750	875
1	8,190	510	240	220	9,160	916
2	8,930	510	240	220	9,900	990
3	9,580	510	240	220	10,550	1,055
4	10,170	510	240	220	11,140	1,114
5	10,740	510	240	220	11,710	1,171

要介護度	1 割自己 負担分	滞在費	食費	1 日分の費用
要支援 1	729	550	300	1,579
要支援 2	875	550	300	1,725
1	916	550	300	1,766
2	990	550	300	1,840
3	1,055	550	300	1,905
4	1,114	550	300	1,964
5	1,171	550	300	2,021

(単位/円)

【多床室：二人部屋、四人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰 支援加算 (Ⅱ)	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算(Ⅰ)	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 (保険対象分)
要支援 1	6,720	510	240	220	7,690	769
要支援 2	8,340	510	240	220	9,310	931
1	9,020	510	240	220	9,990	999
2	9,790	510	240	220	10,760	1,076
3	10,440	510	240	220	11,410	1,141
4	11,020	510	240	220	11,990	1,199
5	11,610	510	240	220	12,580	1,258

要介護度	1 割自己 負担分	滞在費	食費	1 日分の費用
要支援 1	769	0	300	1,069
要支援 2	931	0	300	1,231
1	999	0	300	1,299
2	1,076	0	300	1,376
3	1,141	0	300	1,441
4	1,199	0	300	1,499
5	1,258	0	300	1,558

(単位/円)

※ 短期入所期間中に個別リハビリテーションを実施した日に限り、個別リハビリテーション実施加算を算定する場合があります。(1 日につき 240 円)

※《選択制》おやつ 121 円/1 日分の費用/日常生活用品 外部委託 CS (ケア・サポートセット)

＜第 2 段階【在宅強化型＋超強化型】＞

市町村住民税世帯非課税であって合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下の方

【個室：一人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰 支援加算 (II)	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算 (I)	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 (保険対象分)
要支援 1	6,320	510	240	220	7,290	729
要支援 2	7,780	510	240	220	8,750	875
1	8,190	510	240	220	9,160	916
2	8,930	510	240	220	9,900	990
3	9,580	510	240	220	10,550	1,055
4	10,170	510	240	220	11,140	1,114
5	10,740	510	240	220	11,710	1,171

要介護度	1 割自己 負担分	滞在費	食費	1 日分の費用
要支援 1	729	550	600	1,879
要支援 2	875	550	600	2,025
1	916	550	600	2,066
2	990	550	600	2,140
3	1,055	550	600	2,205
4	1,114	550	600	2,264
5	1,171	550	600	2,321

(単位/円)

【多床室：二人部屋、四人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰 支援加算 (II)	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算 (I)	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 (保険対象分)
要支援 1	6,720	510	240	220	7,690	769
要支援 2	8,340	510	240	220	9,310	931
1	9,020	510	240	220	9,990	999
2	9,790	510	240	220	10,760	1,076
3	10,440	510	240	220	11,410	1,141
4	11,020	510	240	220	11,990	1,199
5	11,610	510	240	220	12,580	1,258

要介護度	1 割自己 負担分	滞在費	食費	1 日分の費用
要支援 1	769	430	600	1,799
要支援 2	931	430	600	1,961
1	999	430	600	2,029
2	1,076	430	600	2,106
3	1,141	430	600	2,171
4	1,199	430	600	2,229
5	1,258	430	600	2,288

(単位/円)

※ 短期入所期間中に個別リハビリテーションを実施した日に限り、個別リハビリテーション実施加算を算定する場合があります。(1 日につき 240 円)

※《選択制》おやつ 121 円/1 日分の費用/日常生活用品 外部委託 CS (ケア・サポートセット)

＜第 3 段階①【在宅強化型＋超強化型】＞

市町村民税世帯非課税であって合計所得金額＋課税年金収入が 80 万円超 120 万円以下の方

【個室：一人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰 支援加算 (II)	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算 (I)	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 (保険対象分)
要支援 1	6,320	510	240	220	7,290	729
要支援 2	7,780	510	240	220	8,750	875
1	8,190	510	240	220	9,160	916
2	8,930	510	240	220	9,900	990
3	9,580	510	240	220	10,550	1,055
4	10,170	510	240	220	11,140	1,114
5	10,740	510	240	220	11,710	1,171

要介護度	1 割自己 負担分	滞在費	食費	1 日分の費用
要支援 1	729	1,370	1,000	3,099
要支援 2	875	1,370	1,000	3,245
1	916	1,370	1,000	3,286
2	990	1,370	1,000	3,360
3	1,055	1,370	1,000	3,425
4	1,114	1,370	1,000	3,484
5	1,171	1,370	1,000	3,541

(単位/円)

【多床室：二人部屋、四人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰 支援加算 (II)	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算 (I)	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 (保険対象分)
要支援 1	6,720	510	240	220	7,690	769
要支援 2	8,340	510	240	220	9,310	931
1	9,020	510	240	220	9,990	999
2	9,790	510	240	220	10,760	1,076
3	10,440	510	240	220	11,410	1,141
4	11,020	510	240	220	11,990	1,199
5	11,610	510	240	220	12,580	1,258

要介護度	1 割自己 負担分	滞在費	食費	1 日分の費用
要支援 1	769	430	1,000	2,199
要支援 2	931	430	1,000	2,361
1	999	430	1,000	2,429
2	1,076	430	1,000	2,506
3	1,141	430	1,000	2,571
4	1,199	430	1,000	2,629
5	1,258	430	1,000	2,688

(単位/円)

※ 短期入所期間中に個別リハビリテーションを実施した日に限り、個別リハビリテーション実施加算を算定する場合があります。(1 日につき 240 円)

※《選択制》おやつ 121 円/1 日分の費用/日常生活用品 外部委託 CS (ケア・サポートセット)

＜第 3 段階②【在宅強化型＋超強化型】＞

市町村民税世帯非課税であって合計所得金額＋課税年金収入が 120 万円超の方

【個室：一人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰 支援加算(Ⅱ)	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算(Ⅰ)	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 (保険対象分)
要支援 1	6,320	510	240	220	7,290	729
要支援 2	7,780	510	240	220	8,750	875
1	8,190	510	240	220	9,160	916
2	8,930	510	240	220	9,900	990
3	9,580	510	240	220	10,550	1,055
4	10,170	510	240	220	11,140	1,114
5	10,740	510	240	220	11,710	1,171

要介護度	1 割自己 負担分	滞在費	食費	1 日分の費用
要支援 1	729	1,370	1,300	3,399
要支援 2	875	1,370	1,300	3,545
1	916	1,370	1,300	3,586
2	990	1,370	1,300	3,660
3	1,055	1,370	1,300	3,725
4	1,114	1,370	1,300	3,784
5	1,171	1,370	1,300	3,841

(単位/円)

【多床室：二人部屋、四人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰 支援加算(Ⅱ)	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算(Ⅰ)	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 (保険対象分)
要支援 1	6,720	510	240	220	7,690	769
要支援 2	8,340	510	240	220	9,310	931
1	9,020	510	240	220	9,990	999
2	9,790	510	240	220	10,760	1,076
3	10,440	510	240	220	11,410	1,141
4	11,020	510	240	220	11,990	1,199
5	11,610	510	240	220	12,580	1,258

要介護度	1 割自己 負担分	滞在費	食費	1 日分の費用
要支援 1	769	430	1,300	2,499
要支援 2	931	430	1,300	2,661
1	999	430	1,300	2,729
2	1,076	430	1,300	2,806
3	1,141	430	1,300	2,871
4	1,199	430	1,300	2,929
5	1,258	430	1,300	2,988

(単位/円)

※ 短期入所期間中に個別リハビリテーションを実施した日に限り、個別リハビリテーション実施加算を算定する場合があります。(1 日につき 240 円)

※《選択制》おやつ 121 円/1 日分の費用/日常生活用品 外部委託 CS (ケア・サポートセット)

＜第 4 段階【在宅強化型＋超強化型】＞

市町村民税が課税されている方

【個室：一人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰 支援加算 (II)	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算 (I)	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 (保険対象分)
要支援 1	6,320	510	240	220	7,290	729
要支援 2	7,780	510	240	220	8,750	875
1	8,190	510	240	220	9,160	916
2	8,930	510	240	220	9,900	990
3	9,580	510	240	220	10,550	1,055
4	10,170	510	240	220	11,140	1,114
5	10,740	510	240	220	11,710	1,171

要介護度	1 割自己 負担分	滞在費	食費	1 日分の費用
要支援 1	729	1,728	1,560	4,017
要支援 2	875	1,728	1,560	4,163
1	916	1,728	1,560	4,204
2	990	1,728	1,560	4,278
3	1,055	1,728	1,560	4,343
4	1,114	1,728	1,560	4,402
5	1,171	1,728	1,560	4,459

(単位/円)

【多床室：二人部屋、四人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰 支援加算 (II)	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算 (I)	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 (保険対象分)
要支援 1	6,720	510	240	220	7,690	769
要支援 2	8,340	510	240	220	9,310	931
1	9,020	510	240	220	9,990	999
2	9,790	510	240	220	10,760	1,076
3	10,440	510	240	220	11,410	1,141
4	11,020	510	240	220	11,990	1,199
5	11,610	510	240	220	12,580	1,258

要介護度	1 割自己 負担分	滞在費	食費	1 日分の費用
要支援 1	769	437	1,560	2,766
要支援 2	931	437	1,560	2,928
1	999	437	1,560	2,996
2	1,076	437	1,560	3,073
3	1,141	437	1,560	3,138
4	1,199	437	1,560	3,196
5	1,258	437	1,560	3,255

(単位/円)

※ 短期入所期間中に個別リハビリテーションを実施した日に限り、個別リハビリテーション実施加算を算定する場合があります。(1 日につき 240 円)

※《選択制》おやつ 121 円/1 日分の費用/日常生活用品 外部委託 CS (ケア・サポートセット)

＜第 4 段階【在宅強化型＋超強化型】＞

市町村民税が課税されている方 『介護保険 2 割負担』

【個室：一人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰 支援加算 (II)	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算 (I)	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 2 割 (保険対象分)
要支援 1	6,320	510	240	220	7,290	1,458
要支援 2	7,780	510	240	220	8,750	1,750
1	8,190	510	240	220	9,160	1,832
2	8,930	510	240	220	9,900	1,980
3	9,580	510	240	220	10,550	2,110
4	10,170	510	240	220	11,140	2,228
5	10,740	510	240	220	11,710	2,342

要介護度	2 割自己 負担分	滞在費	食費	1 日分の費用
要支援 1	1,458	1,728	1,560	4,746
要支援 2	1,750	1,728	1,560	5,038
1	1,832	1,728	1,560	5,120
2	1,980	1,728	1,560	5,268
3	2,110	1,728	1,560	5,398
4	2,228	1,728	1,560	5,516
5	2,342	1,728	1,560	5,630

(単位/円)

【多床室：二人部屋、四人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰 支援加算 (II)	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算 (I)	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 2 割 (保険対象分)
要支援 1	6,720	510	240	220	7,690	1,538
要支援 2	8,340	510	240	220	9,310	1,862
1	9,020	510	240	220	9,990	1,998
2	9,790	510	240	220	10,760	2,152
3	10,440	510	240	220	11,410	2,282
4	11,020	510	240	220	11,990	2,398
5	11,610	510	240	220	12,580	2,516

要介護度	2 割自己 負担分	滞在費	食費	1 日分の費用
要支援 1	1,538	437	1,560	3,535
要支援 2	1,862	437	1,560	3,859
1	1,998	437	1,560	3,995
2	2,152	437	1,560	4,149
3	2,282	437	1,560	4,279
4	2,398	437	1,560	4,395
5	2,516	437	1,560	4,513

(単位/円)

※ 短期入所期間中に個別リハビリテーションを実施した日に限り、個別リハビリテーション実施加算を算定する場合があります。(1 日につき 480 円)

※《選択制》おやつ 121 円/1 日分の費用/日常生活用品 外部委託 CS (ケア・サポートセット)

＜第 4 段階【在宅強化型＋超強化型】＞

市町村民税が課税されている方 『介護保険 3 割負担』

【個室：一人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰 支援加算 (II)	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算 (I)	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 3 割 (保険対象分)
要支援 1	6,320	510	240	220	7,290	2,187
要支援 2	7,780	510	240	220	8,750	2,625
1	8,190	510	240	220	9,160	2,748
2	8,930	510	240	220	9,900	2,970
3	9,580	510	240	220	10,550	3,165
4	10,170	510	240	220	11,140	3,342
5	10,740	510	240	220	11,710	3,513

要介護度	3 割自己 負担分	滞在費	食費	1 日分の費用
要支援 1	2,187	1,728	1,560	5,475
要支援 2	2,625	1,728	1,560	5,913
1	2,748	1,728	1,560	6,036
2	2,970	1,728	1,560	6,258
3	3,165	1,728	1,560	6,453
4	3,342	1,728	1,560	6,630
5	3,513	1,728	1,560	6,801

(単位/円)

【多床室：二人部屋、四人部屋】

要介護度	療養費	在宅復帰 支援加算 (II)	夜勤職員 配置加算	サービス提供 体制強化加算 (I)	費用総額 (保険対象分)	利用者負担 3 割 (保険対象分)
要支援 1	6,720	510	240	220	7,690	2,307
要支援 2	8,340	510	240	220	9,310	2,793
1	9,020	510	240	220	9,990	2,997
2	9,790	510	240	220	10,760	3,228
3	10,440	510	240	220	11,410	3,423
4	11,020	510	240	220	11,990	3,597
5	11,610	510	240	220	12,580	3,774

要介護度	3 割自己 負担分	滞在費	食費	1 日分の費用
要支援 1	2,307	437	1,560	4,304
要支援 2	2,793	437	1,560	4,790
1	2,997	437	1,560	4,994
2	3,228	437	1,560	5,225
3	3,423	437	1,560	5,420
4	3,597	437	1,560	5,594
5	3,774	437	1,560	5,771

(単位/円)

※ 短期入所期間中に個別リハビリテーションを実施した日に限り、個別リハビリテーション実施加算を算定する場合があります。(1 日につき 720 円)

※《選択制》おやつ 121 円/1 日分の費用/日常生活用品 外部委託 CS (ケア・サポートセット)